



28農整第237号
平成28年7月11日

(一社)長崎県建設業協会会長 様

長崎県農林部
農村整備課長



長崎県土地改良事業測量作業規程について

このことについて、別紙のとおり測量法第33条第1項の規程に基づく長崎県土地改良事業測量作業規程の変更承認（承認年月日平成28年7月7日付け 承認番号国国地第63号）を得たのでお知らせします。

長崎県土地改良事業測量作業規程（平成28年8月版）については県庁ホームページ（農林部農村整備課）よりダウンロードしてご利用ください。また、建設業協会員への周知についてもあわせてお願いいたします。

長崎県土地改良事業測量作業規程とは、測量法第33条第1項の規程により国土交通大臣の承認を受けている「農林水産省農村振興局測量作業規程」を準用し、新たに「長崎県土地改良事業測量作業規程」として承認を受けたものである。

※農村整備課ホームページのアドレスはこちら

<http://www.pref.nagasaki.jp/section/nozon/>

※ホームページ内「長崎県土地改良事業測量作業規程」のアドレスはこちら

<http://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/machidukuri/kokyo-jigyo/kouji/sokuryousagyoukitei/>

公共測量作業規程変更承認書

長崎県知事

中村 法道 殿

平成 28 年 6 月 24 日 付け 28 農整 第 237 号 で 変更 申請 の あつた

長崎県土地改良事業測量作業規程は、測量法（昭和 24 年法律第 188 号）

第 33 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 承認 する。

平成 28 年 7 月 7 日

国土交通大臣

